FutureRays 株式会社 管理本部 岩佐光輝様

> FutureRays 労働組合 代表 越智亮平

労働組合結成通告及び団体交渉の申入れ

上記につきまして、2024年10月17日に労働組合結成準備会の主催による、労働組合の結成大会が開催され、正式に労働組合(仮称 FutureRays 労働組合、以下、当組合とします)を結成したことを通告いたします。

暫定的に、当組合の代表者は私が努めさせていただきます。

当組合の組合員数、組合員氏名については、組合員が不利益を被ることがないように、非公開と させていただきます。

上記しました組合員の保護という点について補足しますと、労働組合に加入しているかの確認や、 労働組合加入への妨害、また加入した組合員が不利益な扱いを受けるといった、労働組合法 7 条で 禁止されております「不当労働行為」が発生することを懸念しております。

こういった懸念に対しましては、直ちに労働委員会へ不当労働行為救済制度の申立を可能とすべく、労働委員会へ当組合の資格審査を行う予定であります。

また、単独での当組合活動においては、交渉力など未熟な点が多々ありますので、上位組織として、日本労働組合総連合(通称 連合)の組織下に所属し、当組合の活動や団体交渉において支援を受ける予定です。

以上を踏まえまして、いわゆる春闘における団体交渉の申入れを、下記に示しますとともに、団体 交渉の結果が、2025 年 4 月までに給与や労働環境改善に反映されることを要望します。

記

1. メールや Teams の利用について

先日お渡ししました要望書の1項についてですが、労働組合の組織化につきまして、最低限の伝達手段として、メールや Teams の利用させていただきたいです。

本項につきましては、クラブ活動などにみられる、業務外であるクラブ活動において、クラブ活動の連絡や、退勤後の社内施設など、社内リソースの利用が容認されているのと同等の要求であり、許可されない点について団体交渉の論点となります。

2. 給与のベースアップについて

物価水準に合わせた給与のベースアップにつきましては、今週末に連合の交渉方針が発表される 予定であります。

当労働組合においては連合の方針に従い、中小企業のベースアップの水準であります、プラス 6%以上の給与増加を、ベースアップとして団体交渉を申し入れます。

本項につきましては、これまでもポイント制度にて賞与に付加されている点について、物価水準の変化に配慮した健全な労使関係が構築できている認識ですが、支給期限などが明確化されていないため、ベースアップという形での確約を得るための、団体交渉とさせていただきたく思います。

3. 未払い給与について

主たる要因は退勤に工数登録と日次申請を行うよう、管理本部及び ITS 事業部のリーダー会の共有より指示されており、全社員がこの指示に従っている認識です。

本項の論点としましては、「退勤後に」という点であります。

工数登録と日次申請という簡単な作業ではありますが、手当が支給されております G 長やユニット長は考慮する必要はない認識ですが、その他の一般社員につきましては、退勤後に業務指示に従う必要があり、工数登録と日次申請は業務に該当する認識であります。

退勤打刻後の数分ではありますが、潜在的な未払給与がある点について、改善及び未払給与についての団体交渉を申し入れます。

以上です。